



2024年12月16日

各 位

社 名 日本アジア投資株式会社  
代表者の役職名 代表取締役社長執行役員 CEO  
丸 山 俊  
(コード番号 8518 東証スタンダード市場)  
問 い 合 せ 先 取締役常務執行役員 CFO  
岸 本 謙 司  
T E L 03(3221)8518

## 資本金及び資本準備金の額の減少、剰余金の処分並びに 臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分(以下「本減資等」という。)について、2025年2月28日に開催予定の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」という。)に付議すること、並びに本臨時株主総会招集のための基準日の設定について決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 本減資等について

##### (1) 目的

当社は、新たな経営体制のもとで策定した中期経営計画(2024年8月14日付開示「中期経営計画(2025年3月期から2027年3月期)の策定、並びに資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応に関するお知らせ」をご参照ください)において、これまで主に自己資金によって行ってきた投資を改め、プロジェクトファイナンスの組成により調達する融資資金やファンドの組成によるファンドの資金を活用して投資を行う方針です。その結果、運用資産が増加することで、当社の主な収益は、不安定な投資収益から安定した運用資産からのフィー収益へと移行していく見込みです。今般、この事業方針を踏まえて改めて検討した結果、資本金及び資本準備金の額を適切な金額にすることを目的として、会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、資本金の額及び資本準備金の額の減少を行うものです。

また、当社単体の繰越損失は、2024年3月末現在の個別財務諸表において3,377百万円に達しています。中期経営計画に基づき早期の業績の回復と財務体質の健全化を推し進めるよう鋭意努力していますが、繰越損失を解消するには未だ相当の期間を要する見込みです。そこで、この繰越損失を一掃して財務体質を健全化するとともに、現在リスケジュールの状態にある借入金のリファイナンスを実現した後の将来において資本政策の機動性を確保するために、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金の一部を繰越利益剰余金に振り替えて欠損の填補に充当するものです。

なお、本件による発行済株式総数及び純資産額の変更はなく、株主の皆様のお手持ちの株式数や1株

当たり純資産額に影響はありません。

(2) 資本金及び資本準備金の額の減少の要領

① 減少する資本金の額

本日現在の資本金の額 5,925,735,496 円のうち、5,825,735,496 円を減少して 100,000,000 円とし、その他資本剰余金に振り替えます。

② 減少する資本準備金の額

本日現在の資本準備金の額 1,925,735,147 円のうち、1,925,735,147 円を減少して 0 円とし、その他資本剰余金に振り替えます。

③ 増加する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 7,751,470,643 円

(3) 資本金及び資本準備金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金及び資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えます。

(4) 剰余金の処分の要領

会社法第 452 条の規定に基づき、上記の資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、増加後のその他資本剰余金の一部を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損填補に充当いたします。

① 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 3,377,312,142 円

なお、減少後のその他資本剰余金の額は、6,291,318,156 円となります。

② 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 3,377,312,142 円

(5) 日程

取締役会決議日	2024 年 12 月 16 日
債権者異議申述公告日	2024 年 12 月 24 日(予定)
債権者異議申述最終期日	2025 年 1 月 24 日(予定)
本臨時株主総会決議日	2025 年 2 月 28 日(予定)
効力発生日	2025 年 3 月 3 日(予定)

(6) 今後の見通し

本減資等により、資本金及び資本準備金の額が減少し、繰越利益剰余金の額が増加しますが、いずれも貸借対照表の純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、純資産の額に変動はなく、当社の業績に与える影響はありません。また、財務体質の健全化は当社の中長期的な企業価値向上に資すると考えております。

なお、上記の内容は、本減資等が 2025 年 2 月 28 日開催予定の本臨時株主総会において承認可決されることを条件としています。

## 2. 本臨時株主総会招集のための基準日設定について

### (1) 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することのできる株主を確定するため、2025年1月8日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することのできる株主といたします。

- ① 基準日 2025年1月8日
- ② 公告日 2024年12月24日
- ③ 公告方法 電子公告(当社のホームページに掲載いたします。  
<https://www.jaic-vc.co.jp/>)
- ④ 臨時株主総会開催予定日 2025年2月28日

### (2) 本臨時株主総会の付議議案等について

当社は、本臨時株主総会において、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分に係る議案を付議する予定です。

本臨時株主総会の開催時間、開催場所等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

以上